

ID: 1319

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

| | | | |
|--|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 計画の認定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 中心市街地の活性化に関する法律 第29条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成10年法律第92号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第29条第1項の規定による。 (計画の認定の取消し)</p> <p>第29条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |